

川崎市市制100周年記念事業
きれいなまちづくり推進イベント等実施業務委託 仕様書

1 契約期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月28日(金)まで

2 履行場所

川崎市内

3 業務目的

本市では、あらゆる世代にとって住みよい持続可能なまちづくりを進めていく観点から、地域や企業、ボランティア活動団体等(以下、「地域等」という。)と行政が連携しながら、ポイ捨てのない、きれいなまちづくりに向けて取り組む状態を目指している。

本業務は、市制100周年を迎えるにあたり、特にこれからの100年を担う若年層がより地域の環境美化に関心をもち、高齢化等で担い手不足が課題となる地域等と繋がり合い、将来に向けて美化活動等に参加するきっかけとなる清掃イベントを開催するものである。また、新たな100年に向けて、各主体の活動を尊重しながら、市民や地域等と協働・共創してアクションを進め、将来のよりよい文化にしていくとともに、美化活動を通して地域の人や魅力に触れることで、まちに対する愛着と誇り(シビックプライド)の醸成を図ることを目的として実施する。

4 開催概要

(1) 清掃イベントの実施(2回)

参加者が美化活動を体験することで、ポイ捨てをしない意識の醸成を図るとともに、若年層と地域等の参加者同士が交流することで、地域等における美化活動への認識を深め、参加意欲を高めることを目的として実施する。

ア 参加者が清掃イベントに参加したいと思う工夫や、楽しみながら清掃することができる工夫をすること。

イ 若年層が地域等に所属する参加者と同じチームで清掃する等、参加者同士が交流する機会を設けること。

ウ 開催回数及び場所については、脱炭素モデル地区である溝口周辺を含む2区以上で、契約期間中に時期をずらして2回開催するものとする。場所については、市民への広報効果が高い、人が多く集まる市街地等とする。

エ 1回につき100人以上が参加できる規模を想定した企画とすること。

オ イベントへの参加は原則無料とすること。

カ 開催日時、開催場所及び内容は、市制100周年記念事業(川崎市市制100周年記念事業公式ウェブサイト参照)、全国都市緑化フェア及び各区で行う祭事等を考慮して提案すること。

(2) 意見交換会等の実施(1回以上)

地域等の美化活動がよりよい文化として継続していくために、参加者同士が意見交換し、地域等における美化活動等の課題解決に向けた具体的なアイデアをひとりひとりが考え、行動するきっかけとすることを目的として実施する。

ア 上記(1)のコンテンツの1つとして、参加者を対象に1回以上の意見交換会や環境学習等を実施すること。

イ 意見交換会等は、本業務目的を踏まえて、適切なテーマや手法を提案し実施すること。

ウ 清掃イベントの前後や当日等、目的を達成するための効果的な日程で実施すること。

5 業務内容

(1) 全体の運営管理

本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、適正に運営管理すること。

(2) 事前準備

ア 本市等からの意見や、提案会において受託者が提案した内容等を踏まえ、実施内容を企画し、本市と協議した上で、決定した内容を実施すること。

イ 実施に向けた関係者との調整を行うこと。

ウ 参加者の募集方法の企画、広報、参加者情報の管理及び集計を実施すること。

エ 参加者の募集にあたっては、SNS等の複数の媒体を通じて広報し、市内の学校に通う学生及び多くの市民に参加を呼びかけること。なお、市内の活動団体や学校への呼びかけについては、市と協力して行うこと。

オ 参加者の募集に必要なチラシ等の広報物を作成すること。

カ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを手配すること。

キ 市と協力して地域等へ参加や協力を呼びかけること。なお、協力団体等への謝礼支払いが発生する場合等、付随する業務全般を実施すること。

ク イベントに賛同する企業の協賛を呼びかけること。

ケ 実施に伴って必要な機材等を用意し、不足が無いようにすること。また、市から貸与できる物品については、別途協議する。

コ 参加者等について、必要な保険に加入すること。

サ 本市と内容を協議したうえで、アンケートを作成すること。

シ 集めたごみの収集は市で行うこととし、あらかじめ保管場所等について協議すること。

ス その他、イベント開催に向けて必要な準備業務（運営マニュアルの作製、道路使用許可申請等）を適切に行うこと。

(3) 当日の運営等

ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと(必要な機材等の準備、運搬を含む)。

- イ 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。
- ウ 参加者の安全を確保し、円滑に実施されるよう、注意喚起や進行等を含めて適正に運営管理すること。
- エ アンケート調査を実施すること。
- オ 記録及び広報用の写真撮影を行うこと。なお、あらかじめ参加者に広報写真の撮影及び利用について了承を得ること。
- カ 市が提供する広報物等を活用して、市制100周年の機運を醸成すること。

(4) 実施後の検証及び報告等

- ア 当日の参加者数やアンケート調査、意見交換会等を踏まえて、美化活動へのニーズ、課題等を整理すること。
- イ 新たな100年に向けて、きれいなまちづくりを市民や地域等と協働・共創して進め、全市的なムーブメントを起こし、将来のよりよい文化にしていくための課題と方向性を提案すること。
- ウ 上記ア及びイの他、参加団体、参加人数、ごみ収集量等を取りまとめて、本市へ報告すること。

(5) その他

- ア 天候不良等により開催が困難な場合は原則延期とする。延期による備品や物品の管理は受託者の責任において行うものとし、受託者において受任し難い負担が生じる場合は、延期について市と協議する。
- イ 本業務委託の進捗状況や課題等の共有を行うため、委託者と本業務に関する打合せを実施し、打合せ資料、打合せ記録を作成すること。

6 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 実施報告書

- 下記の資料等について、データ形式で納品すること。
- ア 本業務を遂行するための打合せ資料及び摘録、その他調整経過が分かる資料
- イ 本業務遂行時において作成した成果物(計画書や広報物等)
- ウ 上記5(4)を踏まえた検証及び報告資料
- エ その他本市が必要と認めるもの

(2) 写真

- ア 上記5(3)で撮影した写真をデータ形式で納品すること。
- イ 写真は川崎市の所有とし、川崎市の許可なしに公表、貸与、使用してはならない。

(3) 業務完了届

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、イベントの実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに納品すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (4) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (5) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (6) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。